

## 第8回 喜多方市農業委員会総会議事録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和3年7月20日(火)午後1時30分  
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

### 2 委員定数 19名

### 3 本日の総会に出席した委員

会 長 19番 京野 貞夫

会長職務代理者 18番 齋藤 澄子

委 員

1番 高橋 忠一	2番 高野 進	3番 渡部 清孝
4番 小沢 勝則	5番 武藤 常雄	6番 二瓶 崇
7番 菊地 貴	8番 山口 久人	9番 大津 康男
10番 小林千代松	11番 平田 恭一	12番 木戸 賢治
13番 木村富士男	14番 小林 博行	15番 菅井 大輔
16番 岩崎 茂治	17番 佐藤 光伸	

### 4. 本日の総会に欠席通告した委員

なし

### 5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

### 6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第15号 会務報告について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第17号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第31号 現況確認証明申請について

議案第32号 農用地利用集積計画について

議案第33号 喜多方市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 喜一郎

次長兼農地係長 誼 高 文 信

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 齋 藤 清 孝

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日の総会には、報告3件、議案5件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申

しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

定足数に達しておりますので、これより第8回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、13番 木村富士男委員、14番 小林博行委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、報告第15号から報告第17号までの報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第15号 会務報告について

○事務局（高橋事務局長）

〔1件を朗読、説明。〕

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局（誼高次長兼農地係長、各支所担当）

〔3件を朗読、説明。〕

報告第17号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出に  
ついて

○事務局（誼高次長兼農地係長）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、報告第17号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出のNo.1について、7番 菊地貴委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地貴委員

〔報告第17号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。案件No.1についてご報告いたします。去る7月9日午前11時20分ごろ木村農業委員と私、事務局より次長、申請者本人出席の下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請者は、大規模にそばの作付けを行っておりますが、今まで使用していたパイプハウスの農機具格納庫が老朽化したため、同じ場所に新たに建設するという案件です。自宅に進入する通路の西側に建築するという事で敷地周辺は本人所有の農地であり問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それではここで、報告第15号から報告第17号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第15号から報告第17号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第15号から報告第17号までは了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入ります。

「議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長）

〔所有権移転6件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、所有権移転のNo.1については、8番 山口久人委員、No.2については、1番 高橋忠一委員、No.3、No.4については、10番 小林千代松委員、No.5、No.6については、8番 山口久人委員より現地調査の結果、並びに補足説

明がありましたら報告を求めます。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

8番山口です。案件No. 1についてご報告いたします。去る7月6日午前10時に現地調査並びに聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんと〇〇〇さんは姉弟で申請地は〇〇〇さんが今でも耕作をしております。〇〇〇さんが嫁ぐ以前に農地を相続しましたが、現在高齢であるということから、弟さんに贈与するという案件で、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。案件No. 2についてご報告いたします。去る7月9日午前9時50分ごろ譲渡人譲受人に立ち会っていただき、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は現在も稲が作付けされており、今後も何ら問題はないと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔所有権移転のNo. 3、No. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番小林です。案件No. 3についてご報告いたします。去る7月7日午後6時ごろ〇〇〇行政書士、〇〇〇さん、〇〇〇さんの息子さんに立会していただき、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。121号バイパスに面する田で、今年は耕作できないが、来年以降は稲作をやっていくという意向をお聞きしましたので、特に問題はないと判断いたしました。

続きまして、No. 4の案件ですが、7月4日に〇〇〇行政書士、〇〇〇さん、〇〇〇さん立ち会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんと〇〇〇さんは兄弟でありまして、現在も〇〇〇さんが田を耕作しており、今後も耕作管理していくとのことで特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○山口久人委員

〔所有権移転のNo. 5、No. 6 について、現地調査の結果並びに補足説明〕  
8番山口です。案件No. 5, 6ですが農地の交換でありますので、一度にご報告いたします。去る7月6日午前9時からご両名と現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、お互いに自作地と近い農地であり、了解を得て互いに耕作しておりました。今回、〇〇〇さんが93歳とご高齢であり、整理したいとのことで申請があったものでございます。今後とも適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第29号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誼高次長兼農地係長、各支所担当）

〔権利設定1件、所有権移転7件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo. 1については、7番 菊地貴委員、所有権移転のNo. 1、No. 2については、7番 菊地貴委員、No. 3、No. 4、No. 5、No. 6については、13番 木村富士男委員、No. 7については、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地貴委員

〔権利設定のNo. 1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。案件No. 1についてご報告いたします。去る7月9日11時ごろ、木村農業委員と私、事務局より次長、設定人及び被設定人、〇〇〇行政書士で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。設定人と被設定人は親子で、被設定人の家族が増え、アパートでは手狭になったため申請地に住宅を建築するという案件でございます。申請地の北側は設定人の住宅敷地、西側は住宅水路となっておりますが、境界法面は十分な締固めを行い、土砂等の流出を防ぐということです。したがって、本申請につきましては特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。案件No. 1についてご報告いたします。去る7月9日午前9時35分ごろ、代理人の〇〇〇行政書士立ち会いの下、事務局より次長、木村農業委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は住宅地の一角にあり、既に区画整理が進んでいる土地です。南側に農地はありますが、道路を挟んで位置しているため何ら問題はないと判断いたしました。

続きまして、No. 2についてご報告いたします。去る7月9日午前9時15分ごろ譲渡人と〇〇〇行政書士、事務局より次長、木村農業委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、3、4年前まではそばが作付けされて



おりましたが、現在は草刈りのみで耕作されておられません。周囲は住宅が立ち並んでおり、農地はないため特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo. 3、No. 4、No. 5、No. 6 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番木村です。案件No. 3についてご報告いたします。去る7月9日午前9時から〇〇〇行政書士立ち会いの下、菊地農業委員と私、事務局より次長の4人で現地において聞き取り調査を行いました。申請地は、新興住宅地の一角で、北側南側には既に住宅が建っており、悪影響を及ぼすことはない判断いたしました。

続きまして、案件No. 4についてご報告いたします。去る7月9日午前10時10分ごろから譲受人、〇〇〇行政書士立ち会いの下、菊地農業委員と私、事務局より次長の5人で現地において聞き取り調査を行いました。申請地は、道路向かいにアパート、近くに公園があり、周辺に農地はないため、問題はないと判断いたしました。

続きまして、案件No. 5についてご報告いたします。7月9日午前9時50分ごろから、譲受人、〇〇〇行政書士立ち会いの下、菊地農業委員と私、事務局より次長の5人で現地において聞き取り調査を行いました。申請地は、新興住宅地の一角で周囲に農地もないため、特に問題はないと判断いたしました。

続きまして、案件No. 6についてご報告いたします。7月9日午前10時50分ごろから譲受人、譲渡人、〇〇〇行政書士立ち会いの下、菊地農業委員と私、事務局より次長の6人で現地において聞き取り調査を行いました。申請地の西側、北側に田んぼがありますが、これは所有者が譲渡人の土地で了解もいただいているということから問題はないと判断いたしました。以上です。

○平田恭一委員

〔所有権移転のNo.7について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。案件No. 7についてご報告いたします。去る7月9日午後3時30分ごろより、譲受人は欠席、譲渡人の娘さん及び〇〇〇行政書士の立ち会いの

下、事務局佐藤主査、大津農業委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は塩川町遠田字広面でありまして、縦貫道塩川インターチェンジに隣接した土地でありました。事業計画として、申請地を中心にして西側に隣接する宅地、さらには東側に隣接する雑種地の合計3筆を取得し、自動車修理工場を新築、駐車場スペースを確保するとのことでした。今回の申請地は、駐車場スペースと通路となる部分で、地目は田となっておりますが長年作付けされた様子はなく、現況は不耕作でありました。周辺は、南側が道路、西側は農道を挟んで宅地、東側は縦貫道、北側は水路と農道を挟んで田という状況でした。敷地周辺に擁壁を設置し土砂の流出等を防ぎ、路面排水については砂利を敷き転圧をかけ地下浸透させるとのことでした。周辺農地に支障を及ぼすことはないため特に問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第30号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

(なしの声あり)

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第30号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第31号 現況確認証明申請について」を議題と

いたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（山都総合支所産業建設課 安部）

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1について、4番 小沢勝則委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小沢勝則委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番小沢です。案件No.1についてご報告いたします。去る7月8日午前10時30分ごろから申請人出席の下、高野農業委員、田中推進委員及び私、事務局より次長、安部主事で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は、山間部に位置するため、労働力不足や農機具の利用が困難になる等で耕作ができなくなり、非農地証明は適切であると判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第31号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第31号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第32号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（誂高次長兼農地係長、各支所担当）

〔利用権設定17件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第32号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第32号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第33号 喜多方市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局（高橋事務局長）

(1) 経過・応募結果説明

本年4月末に第10区 塩川町に区分される行政区の区域の農地利用最適化推進委員1名の欠員が生じたことから、喜多方市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則第7条の規定に基づき、令和3年6月1日から6月30日までを応募期間とし公募を行ったところ、1名から応募があり定数と同数の応募結果となりました。

[応募者の氏名等について別紙のとおり朗読説明]

(2) 応募者の資格要件等について説明

応募のありました1名については、農業委員会等に関する法律第18条第4項（破産、禁固以上の刑等）の規定には該当しておりません。また、喜多方市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の第3条の資格要件（推進委員として推薦を受ける者及び応募できる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる者とする。ただし、委嘱予定日において市の職員である者を除く。）に該当し、喜多方市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の資格要件を満たしているものと認められます。

(3) 「農地利用最適化推進委員候補者評価要領」について説明

[評価要領について朗読、説明。]

(4) 評価シートについて説明

各委員に評価シートを配付いたしますので評価基準により記載していただき、その評価点の合計により参酌の上、選任について審議していただくこととなります。

[記載の仕方等を説明し、各委員が加点を行った評価シートを回収し評価結果をまとめる。]

○議長

それでは、議案第33号についてを審議します。

事務局より集計結果の報告をさせます。

○事務局（高橋事務局長）

〔集計結果の報告〕

○議長

それでは、議案審議を続行いたします。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第33号については、応募のありました北見氏を選考基準に達しているものと認め選任することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、別紙のとおり北見氏を選任することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第8回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会）午後2時48分